

香教保第 109 号
令和 4 年 2 月 4 日

香芝市立小・中学校、幼稚園
保護者の皆様

香芝市教育委員会
教育長 小西友吉

【令和 4 年 2 月 4 日時点】香芝市立小・中学校、幼稚園における新型コロナウイルス感染症感染者判明時の臨時休業の取扱い及び公表範囲について

平素は、本市教育・保育の推進にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

香芝市立小・中学校、幼稚園にて感染者が判明した場合の臨時休業の取扱い及び公表範囲につきまして、以下のとおり取扱いしますので、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

1. 学校・園での臨時休業等について

- ①児童・生徒・園児や教職員の感染が判明した場合、学校・園内での濃厚接触者特定のため、当該学級（学年、学校・園全体）について予定よりも早めの下校（降園）等の対応を行うことがございます。特定に時間がかかる場合は、学校・園の全部または一部を臨時休業する場合もございます。
 - ②調査の結果、学校・園において感染拡大の可能性が高いと認められた場合、5日程度を目安として学級（学年、学校・園全体）の臨時休業を行います。
- ※状況に応じて臨時休業期間を延長する場合があります。

2. 児童・生徒・園児や教職員に感染者が判明した際の香芝市における公表範囲について

- ①上記により、臨時休業となった施設種別（小学校、中学校、幼稚園）ごとの休業状況につきまして、香芝市ホームページを通じて公表いたします。
 - ②教育委員会に提供を受けた感染者の情報(施設名、学年、学級等)については、公表いたしません。
- ※本通知をもって、令和 3 年 4 月 22 日香教保第 8 号【新型コロナウイルス感染症感染者発生時の公表及び香芝市における児童等の出席再開の基準について】を廃止とします。

香芝市教育委員会事務局 教育部
保健給食課 TEL：0745-76-2001